

# はじめに

## 《総合計画策定の趣旨》

従来、地方自治体には、地方自治法によって総合計画(基本構想)の策定が義務付けられていましたが、平成23年の法改正により、その策定義務が廃止されました。

こうした中、亀山市では、今後の市政推進のためには総合計画が重要であると考え、平成27年6月に亀山市総合計画条例を制定し、市の主体的な意思による総合計画の策定根拠を明らかにしました。今回策定する第2次亀山市総合計画は、同条例に基づいて策定する最初の総合計画となります。

本計画は亀山市の最上位計画となるもので、長期的な将来展望の下に、市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針とします。

## 《総合計画の構成と期間》

第2次亀山市総合計画は亀山市総合計画条例第2条の規定に基づき、基本構想・基本計画・実施計画の3層により構成します。

また、計画期間は、平成29年度から平成37年度の9年間とします。

| 構成   | 概要                                      |
|------|---|
| 基本構想 | 市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したもの            |
| 基本計画 | 基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したもの |
| 実施計画 | 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画                   |

